

令和4年度風向風速計整備業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和4年度風向風速計整備業務委託について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「計測測定機械器具」又は「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加の資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札説明書等で示した業務について、履行できることを証明した者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案及び仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
この場合において、当該契約書案及び仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案及び仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第1号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、

電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2の(i)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第1号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
 - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第2号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、様式第1号による入札書を封書に入れ密封し、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和4年度風向風速計整備業務委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約書の作成

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が前項の指定日に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

9 競争入札参加者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、別紙様式第1号入札参加資格確認申請書及び、別紙「一般競争入札に係る提出資料一覧」を作成の上、11の期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

10 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年12月19日（月）までに通知する。

11 資格確認に関する事項

資格確認に関する照会並びに入札参加資格確認申請書の提出先は、次のとおりとする。

郵便番号 426-0083
所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
電話番号 054-625-9121
提出期限 令和4年12月12日（月）午後4時

12 その他

- (1) 契約書案及び入札に関する質疑及び確認等は、様式第3号質問票により令和4年12月12日（月）午後4時までにはファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。
照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142
電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。
- (4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。
- (5) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和4年度風向風速計整備業務委託
- (2) 業務概要 風向風速計の整備業務
- (3) 業務期間 契約日から令和5年3月29日まで
- (4) 業務場所 島田市中央町5-1（島田市民総合施設「プラザおおるり」）
島田市中央町1-1（島田市役所敷地内）

2 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時並びに執行場所
 - 日 時 令和4年12月22日(木)午前10時00分
 - 場 所 静岡県環境衛生科学研究所 4階 会議室
- (2) 本業務委託に関するの照会先
 - 郵便番号 426-0083
 - 所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
 - 機 関 名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
 - 電話番号 054-625-9121

別紙

一般競争入札に係る提出資料一覧

番号	提出書類の名称	提出部数	check
1	入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）	1	
2	応札機器仕様書（別紙様式第2号）	1	
3	当該機器製造・販売会社の令和4年度における代理店証明又は直接取扱説明書	1	
4	静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売り払いに係る競争入札参加資格において『計測測定機械機器』又は『理化学機械機器』の営業種目について競争入札参加資格を有することを証した書類の写し(両面をコピーすること)	1	
5	過去2年間中に官公庁(公社、公団を含む)との契約実績について申告書※無い場合は、誓約書(別紙様式第3号)を提出し、これに従う	1	

上記のとおり提出します。

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに下記の3及び4の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和4年12月6日
- 2 契約名称 令和4年度風向風速計整備業務委託
- 3 添付書類
 - (1) 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - (2) 当該機器製造・販売会社の令和4年度における代理店証明書又は直接取扱証明書
- 4 その他の事項
 - (1) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

様式第1号（用紙日本産業規格A4縦型）

入札書

入札番号 第42号

件名 令和4年度風向風速計整備業務委託

上記の委託について、「令和4年度風向風速計整備業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札します。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(税抜き)

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印
	代 理 人	
	氏 名	印

様式第1号（用紙日本産業規格A4縦型）

入札書 記載例

入札番号 第42号

件名 令和4年度風向風速計整備業務委託

上記の委託について、「令和4年度風向風速計整備業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札します。

¥マークを記入	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	入札金額	¥							

(税抜き)

令和 年 月 日 ← 入札の日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

委任の場合、押印は不要です

住所	静岡市〇〇区〇〇町1-2-3
入札者 商号又は名称	株式会社 静岡 岡
氏名	代表取締役 駿河 一郎 印

代理人 氏名	静岡 太郎 印
--------	---------

※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です

委任状

私は、 _____

代理人の印

を代理人と定め、下記事項を処理する
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における
令和4年度風向風速計整備業務委託
の入札について

委任期日 令和 年 月 日

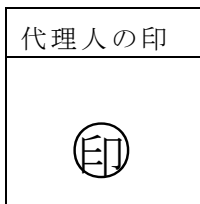
令和 年 月 日

住 所

(委任者) 商号又は名称

委任状 記載例

私は、静岡太郎
一切の権限を委任します。




を代理人と定め、下記事項を処理する

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における
令和4年度風向風速計整備業務委託
の入札について

委任期日 令和 年 月 日
令和 年 月 日 ← 入札日と同日です！

住所 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3
(委任者) 商号又は名称 株式会社 静岡
代表取締役 駿河 一郎 

質 問 票

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名

印

業務名 令和4年度風向風速計整備業務委託

表 題	
質問事項	

※ 質問は、できるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

誓約書

令和4年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

④

令和4年 月 日付けで提出した入札参加確認申請書添付の提出資料一覧のうち、次の資料は、現在、該当の実績がありません。ついては、下記誓約事項を遵守して、入札に参加し、落札した場合もこれに従います。

記

番号	誓約事項
5	落札した時は、契約日までに契約保証金(契約金額の10/100以上)を払い込み、業務を誠実に履行します。

応札機器仕様書

1 応札物品名

風向風速計 一式

2 機器の構成

(1) メーカー名

(2) 規格・品質等

【構成内訳】

風向風速計 一式の入札に係る応札機器は上記のとおりとします。

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

【注意事項】

※ 参考機種以外の製品で入札に参加しようとする場合には、カタログ等資料を持参の上、環境衛生科学研究所の承認を得ること。

令和4年度風向風速計整備業務委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所(以下「甲」という。)と株式会社 (以下「乙」という。)との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が別に定める「令和4年度風向風速計整備業務委託仕様書」に定める業務の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託期間)

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和5年3月29日までとする。

(委託料及び支払い方法)

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用(以下「委託料」という。)として、
金 円(うち消費税及び地方消費税額 円)を支払うものとする。

2 乙は、第10条に定める委託業務実績報告書を甲に提出し、その承認を得た後、委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第4条 甲又は乙は、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は乙が全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は乙が一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第8条 乙は、この契約の締結後10日以内に委託実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務が終了したときは、要領に定める業務委託実績報告書を委託業務が終了した日から10日以内あるいは令和5年3月29日のいずれか早い期日までに甲に提出しなければならない。

(委託料の処理)

第11条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(著作権の帰属)

第12条 この契約に基づき作成された成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年 月 日

(甲) 藤枝市谷稲葉 232 番地の 1
静岡県環境衛生科学研究所長
所長 手老 豊

(乙)

風向風速計整備業務委託

仕 様 書

令和4年度

静 岡 県

目 次

第1章 適用の範囲	1
第2章 一般事項	
1 契約の範囲	1
2 仕様書の解釈	1
3 提出図書	1
4 教育研修	1
5 費用弁償	1
6 保証	1
7 保守点検	1
8 業務委託場所	1
9 委託期間	2
10 遵守事項	2
第3章 測定機仕様等	
1 測定機	2
2 仕様等	2
3 特別仕様	2
4 付属品	3
5 その他	3
第4章 搬入及び据付	
1 測定機搬入	3
2 局舎改造	3
3 テレメータへの接続	4
4 機器固定	4
5 付属品の回収	4
第5章 検査	
1 工場検査	4
2 立会検査	4
3 検収	4
【メーカー及び対象機種（基準品）】	5

第1章 適用の範囲

本仕様書は、静岡県（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）との間に委託契約が締結された「令和4年度風向風速計整備業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2章 一般事項

1 契約の範囲

契約の範囲は、契約書及び本仕様書に基づく、本業務の一切とする。

2 仕様書の解釈

(1) 基本的事項以外の充足

本仕様書は、基本的事項を記載したものであり、記載の無い事項であっても、風向風速計（以下「測定機」という。）の運用上当然具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項についても全て充足するものとする。

(2) 疑義事項等の協議

本仕様書に明示されていない事項又は記載事項の疑義については、その都度、甲と協議するものとし、乙の独断により実施をしないものとする。万が一、甲と協議せずに、一方的に解釈し、不都合を生じた場合は、乙の負担において、これを改めるものとする。

3 提出図書

測定機に関する下記のことを提出すること。

- | | | |
|-------------------|-----|----|
| (1) 取扱説明書 | 納入時 | 2部 |
| (2) 性能試験報告書 | 納入時 | 2部 |
| (3) 保守点検に必要な図面等資料 | 納入時 | 2部 |

4 教育研修

乙は、甲に対して測定機の操作、保守点検等に必要な技術指導を行うものとする。

5 費用弁償

乙は、測定機の納入に関連して受注者が第三者に与えた危害の補償、物品の修理、弁償等に要する経費を負担するものとする。

6 保証

測定機整備後1年以内に正常な管理のもとに起こった故障等については、乙の負担により速やかに修復すること。

7 保守点検

乙は測定機の正常な機能を維持するため、迅速に保守点検できる体制を整えること。

8 業務委託場所

機器毎に以下の場所に設置すること。

(1) 計測部及び無線送信機

- ・島田市民総合施設「プラザおおるり」屋上

所在地：島田市中心街5-1

(2) 無線受信機及びデータ処理装置

- ・島田市役所測定局

所在地：島田市中心街1-1（島田市役所敷地内）

なお、当該測定局は本年度中に同市役所敷地内で移設される予定であり、測定機整備

業務はその移設先に設置される新局舎の屋内外で行うものとする。

詳細な地番等については、別途通知する。

9 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和5年3月29日までとする。

10 遵守事項

乙は、本仕様書による他、静岡県公共工事請負契約約款、設計図書、現場説明事項並びに、以下に示す諸法規及び基準等に準拠しなければならない。

- (1) 電気設備技術基準 (経済産業省)
- (2) 日本工業規格 (J I S) (日本規格協会)
- (3) 日本電機工業会標準規格 (J E M) (日本電機工業会)
- (4) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C) (電気学会)
- (5) 日本電子機械産業会規格 (E I A J) (日本電子機械工業会)
- (6) その他関係法令及び規格

第3章 測定機仕様等

1 測定機

乙が調達し、整備する測定機は、計測部とデータ処理装置を別区画に設置するため、機器間は無線方式で測定データを転送するものとする。

2 仕様等

- (1) 気象業務法第28条に定める検定に合格していること。
- (2) 計測部の方式は風車型とし、以下の性能を満たしていること。
 - ・測定範囲 : 0.4~20m/s
 - ・耐風圧 : 60m/s
 - ・精度 風向 : $\pm 3^\circ$ 以内
風速 : 10m/s 以下 ± 0.3 m/s 以内、10m/s 以上 $\pm 3\%$ 以内
 - ・起動風速 : 0.4m/s 以下の風速で起動
- (3) データ処理装置は静岡県テレメータシステムとの接続にあたり、環境省「環境大気自動測定機のテレメータ取り合い共通仕様(2015-3-20 改訂 V1.0.1)」(以下「デジタル方式」)に準拠した出入力機構とその端子を有し、データを送受信できること。
- (4) データ処理装置は、本体正面に風向並びに風速値についてその数値を表示できる機構を備えていること。また、これらの瞬時値と平均値の双方を切り替えて表示できること。
- (5) データ処理装置は、風向並びに風速値の時間値について5週間分以上、データを保持できる機能を有していること。また、これらのデータを SD メモリーカード等のフラッシュメモリに書き出せること。
- (6) 構成する機器がいずれも 100V 電源から動力を得られる仕様であること。

3 特別仕様

- (1) 測定機一式は、計測部、データ処理装置及びデータの無線送受信機とする。無線での送受信にあたっては、通信の途絶や周辺環境への電波障害を与えないものであること。
また、測定局舎内に設置されている静岡県テレメータシステムのデータ収集用端末へ

の接続に必要なケーブル類についても、乙が用意すること。

- (2) 計測部及び無線送信機は島田市民総合施設「プラザおおり」(以下「プラザおおり」という。)の屋上に敷設された防災無線マストに敷設用アームを設けて取り付けるものとするが、軽量なものであれば、島田市との協議の上で屋上エレベータ機械室の壁面に本測定機専用のポールを上記に代えて敷設、設置してもよい。

県熱海総合庁舎測定局に敷設したものを例示するので、これに準じる仕様を採用しようとする場合は事前に申し入れること。

- (3) 計測部及び無線送信機に使用する電力は、プラザおおり屋上のエレベータ機械室内から導入すること。なお、電力・通信線の敷設にあたり、エレベータ機械室の換気扇口を改修して使用することから、これらの作業(換気扇及びその防護網の更新・付け替え)も合わせて乙が実施すること。

- (4) 無線受信機については、局舎屋上の欄干、又は局舎近傍に敷設予定の受電用ポール上にアンテナ等機器を設けてもよいものとする。

- (5) データ処理装置は、測定局舎内に設置された収納ラックに設置すること。

なお、同装置は、観測値をデジタル方式に変換する機能、風向並びに風速の数値表示、データ保持及びフラッシュメモリ等への書き出し機能が必要であるが、各機能を複数台の装置に分割して具備しても良いこととする。

3 付属品

特別仕様で規定したもののほか下記のを添付すること。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 標準付属品(取扱説明書に記載のもの) | 1式 |
| (2) フラッシュメモリ | 1個 |
| (3) 転倒防止措置用具(測定局舎内に設置する機器の固定) | 1式 |

4 その他

- (1) 測定機の設置にあたっては、事前に静岡県環境衛生科学研究所職員及び当該建物管理者と調整し、了解を得ておくこと。
- (2) メーカー及び代理店が、故障時における修理等について迅速に対応できること。
- (3) 納入後1年以内の修理代金及びこれに伴う旅費は無償とする。
- (4) 故障時等、修繕見積書作成において、調査のみで費用が発生しないこと。
- (5) 重度の故障時に、代替機器を迅速に準備できる体制にあること。
- (6) 部品及び消耗品は発注後遅くとも1週間を目途に納入できる体制であること。
- (7) 修繕に必要な消耗部品について販売後10年間は確保すること。

第4章 搬入及び据付

1 測定機搬入

測定機は乙が上記設置場所に搬入すること。また、本章で示す作業によって生じると見られるごみ類は、乙が持ち帰ること。

2 局舎改造

測定機の設置にあたり測定局舎を改造する必要がある場合には、次の各事項と別紙を基に、測定機の設置及び測定に最良な施工方法を検討し、甲と協議の上行うこと。

なお、新局舎においては壁面に通信線用の開口部を設ける予定であるので、受託にあた

り考慮すること。

3 テレメータ接続

県及びテレメータ管理業者と事前に接続に関して打ち合わせを行うこと。

測定機と測定局内にある県テレメータシステムのデータ収集端末（テレメータ子局）を接続する際には、テレメータ管理業者と接続作業前後で連絡を取り、測定値や管理情報が適切に伝送されていることを確認すること。

4 機器固定

測定機やその補器類については、測定局内において固定等転倒防止策を講じること。

5 付属品の回収

測定機の設置時に使用しなかった付属品については、受注者が静岡県環境衛生科学研究所へ納めること。

第5章 検査

受注者は、以下の検査を行う又は受けるものとする。

1 工場検査

製作工場において測定機の性能検査を行うものとする。

2 現地検査

受注者は、測定機を設置し正常に作動することを確認した上で搬入し稼働検査を行うものとする。なお、必要な計測機器等は、原則として受注者が準備すること。

3 立会検査

現地稼働検査終了後、総合的な機能及び動作等について、静岡県環境衛生科学研究所職員による立会検査を受けるものとする。

(1) 員数・外観検査

納入された測定機及び付属品類が仕様通りであること。及び各機器の外観に有害な損傷等の異常がないこと。

(2) 動作確認

測定機やその補器類の動作が正常であること。

(3) テレメータへの接続確認

測定値等が静岡県テレメータシステムへ適切に伝送されていること。

4 検収

検査の合格をもって検収とする。

【メーカー及び対象機種（基準品）】

メーカー及び対象機種	<ul style="list-style-type: none"> ・光進電気工業株式会社製 KVS-500 一式 ・ANEOS 株式会社製 WS-BN6 一式
機器の構成	機器の性能
測定機器	<p>気象業務法第 28 条に定める検定に合格していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定方式 : 風車型 ・測定範囲 : 0.4~20m/s ・耐風圧 : 60m/s ・精度 <li style="padding-left: 20px;">風向 : ±3° 以内 <li style="padding-left: 20px;">風速 : 10m/s 以下 : ±0.3m/s 以内 <li style="padding-left: 40px;">10m/s 以上 : ±3%以内 ・起動風速 0.4m/s 以下の風速で起動 ・出入力信号 : Ethernet (デジタル方式) ・電源 : AC100V±10V 50/60Hz
必要な治具等	<ul style="list-style-type: none"> ・装置一式の設置に必要なケーブル、治具及び付属品等を含むこと。
又はこれと同等のもの	

※1 応札機器については、別紙様式第 2 号「応札機器仕様書」に機器の構成等必要事項を記載の上、令和 4 年 12 月 12 日（月）までに環境衛生科学研究所契約担当に提出すること。

※2 応札機器については、上記の対象機種（基準品）と同等以上の機能を有すること。

※3 基準品以外の同等以上の品で入札に参加を希望する場合には、事前にカタログ等の参考資料を環境衛生科学研究所に持参し、同等以上の品である旨の承認

様式第 1 号

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地
名 称
代表者職氏名

印

令和 4 年度 風向風速計整備業務委託 実施計画書

業務内容	作業実施月				備 考
	令和 4 年 12月	令和 5 年 1 月	2 月	3 月	

(注) 上に示す内容が記載されていれば、本様式以外の書式を使用しても良い。

様式第2号

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地
名称
代表者職氏名

印

令和4年度 風向風速計整備業務委託 実施報告書

業務内容	作業実施月				備考
	令和4年 12月	令和5年 1月	2月	3月	

(注) 上に示す内容が記載されていれば、本様式以外の書式を使用しても良い。

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例

この条例は、公契約に関し、契約制度の適正な運用により、県民に提供される公共サービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備するとともに、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援することで、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的に令和3年3月に施行されました。

公契約条例の対象は？

公契約とは、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が事業者からの給付に対して対価を支払う契約をいいます。県と契約を締結する事業者及びその下請先、再委託先も含めて条例の対象となります。

事業者の皆様へ

何をすればよいか？



従業員の方々の労働環境の整備のため、公契約条例に基づき、事業者の皆様に必要なことに取り組んでいただきます。

・労働関係法令の遵守、契約の適正履行

労働基準法や最低賃金法など、労働関係法令を守り、契約内容を適正に履行しましょう。

・下請負者等と対等な立場で公正な契約を締結

下請負者等との契約は、適正な見積りによる請負金額の設定を行い、対等な立場で公正に行いましょう。

・従事者の労働環境の整備を進める

適正な賃金の支払いや、福利厚生、労働安全衛生などの労働環境の整備を行いましょう。

令和4年4月から、公契約に係る業務を請け負う事業者の皆様には、契約時等に下請事業者も含め「**労働関係法令等遵守の誓約書**」を提出していただくこととなりました。

県の取組は？

県も、公契約の発注にあたり、公共サービスの質の向上や、公共サービス関連契約に関係する事業者の方々の労働環境整備を図るため様々な取組を進めます。



・適正な予定価格の設定

契約にあたり、最新の労務単価、資材の取引価格等実態を反映し、適正な予定価格を設定します。

・計画的な発注、適切な契約を実施

業務の実態を踏まえて計画的な発注、適切な契約期間の確保に努めます。

・契約の内容等に応じ、適切な業者の選定方法の選択

様々な受注者選定方法の中から適切な方法を選択し、契約相手の選定を行います。

静岡県公式ホームページに条例に関する情報を掲載しております。
詳細はホームページで御確認ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/suitou/koukeiyakujourei.html>)

静岡県公契約条例に関する問合せ先 QRコード
静岡県出納局会計支援課
(電話 054-221-3367)



事業者の皆さまへ

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」
に基づく誓約書の提出等について

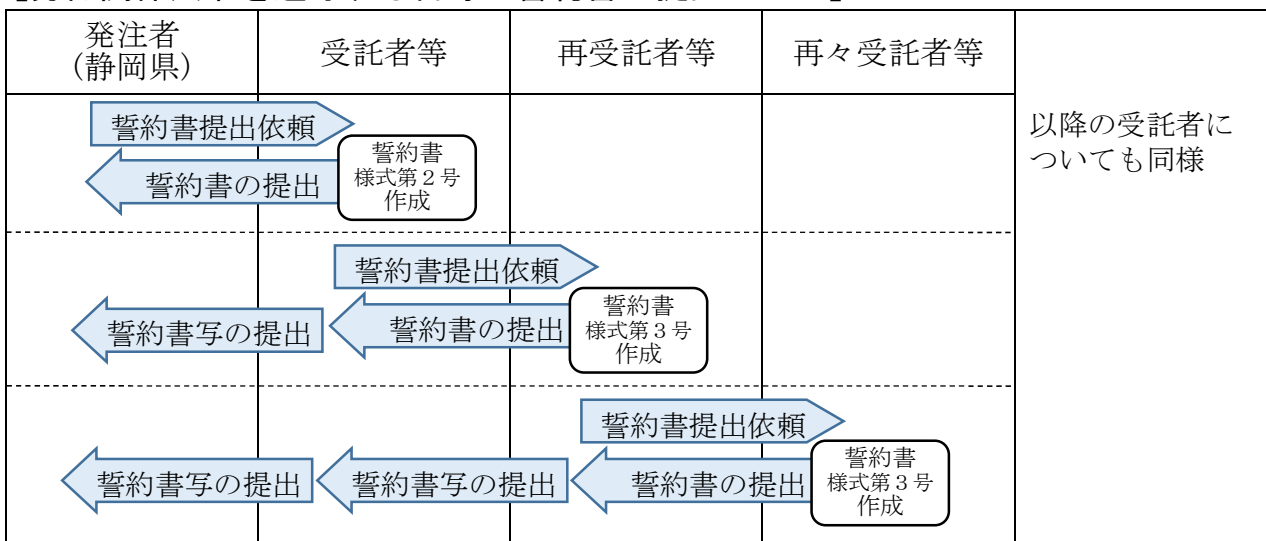
静岡県は、県の契約制度の適正な運用を通じて、良質な市場を形成することにより、県民に提供されるサービスの質の向上、公契約に係る業務に従事する方の労働環境の整備を図ること等を目的に「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」を制定しました。

公契約条例の目的を実現するため、事業者の皆さまには、令和4年4月以降、「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」の提出をお願いすることとなります。

つきましては、誓約書(様式第2号)の内容をご確認いただき、ご提出をお願いします。

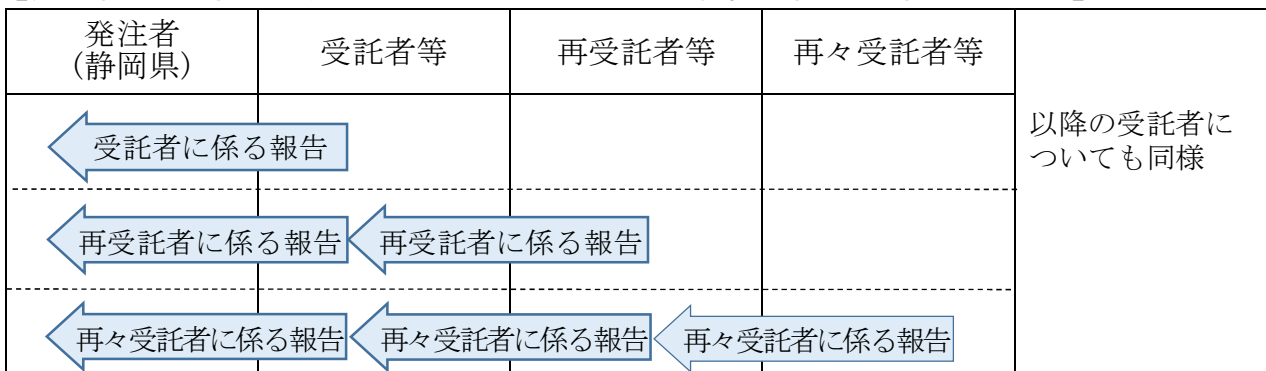
また、業務の一部を他の者に請け負わせる場合は、下記フローにより、全ての下請負者から「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を提出していただくこととなりますので、「書面周知例」を参考に下請負者へ周知のうえ、下請負者から誓約書(様式第3号)の提出を受け、その写しを県へ提出してください。

【労働関係法令を遵守する旨等の誓約書の提出フロー】



* 契約時や、再委託承認願等に添付する等により提出

【労働関係法令等の違反に係る処分及び是正改善に関する報告フロー】



誓 約 書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 契約名

令和4年度風向風速計整備業務委託契約（当初契約日 令和4年 月 日）

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

令和4年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者の職・氏名



別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

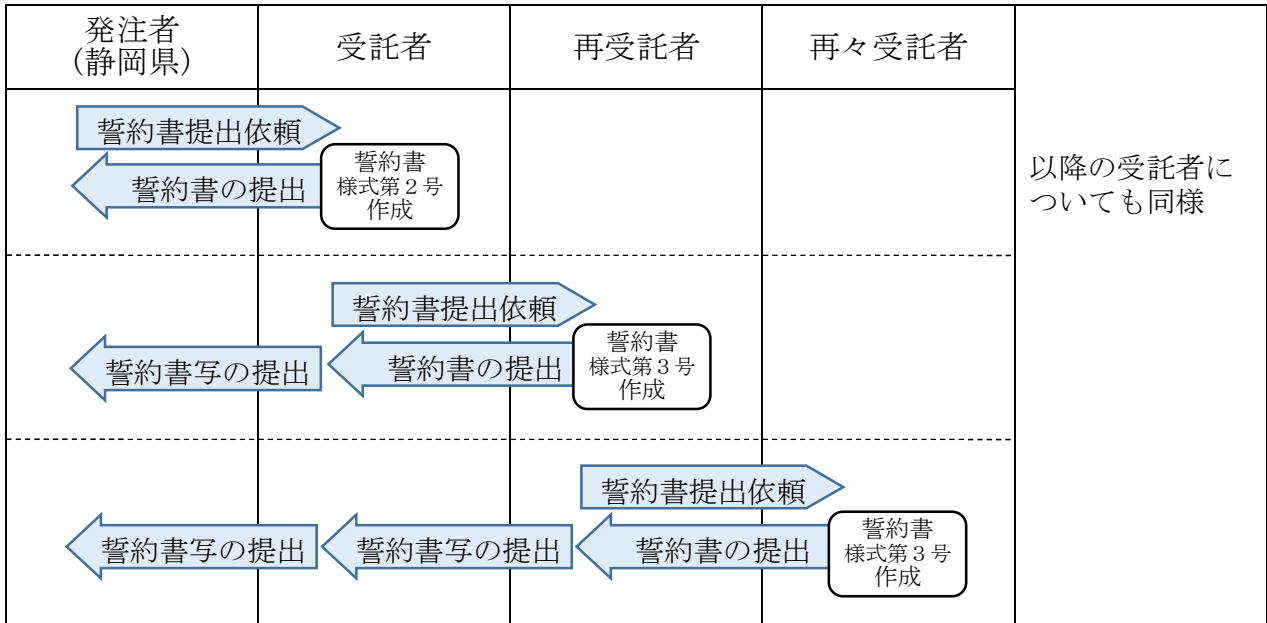
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合

下請負者となった皆様へ

今回、貴社に業務を分担していただく委託業務（請負業務）については、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に規定する公契約に該当します。

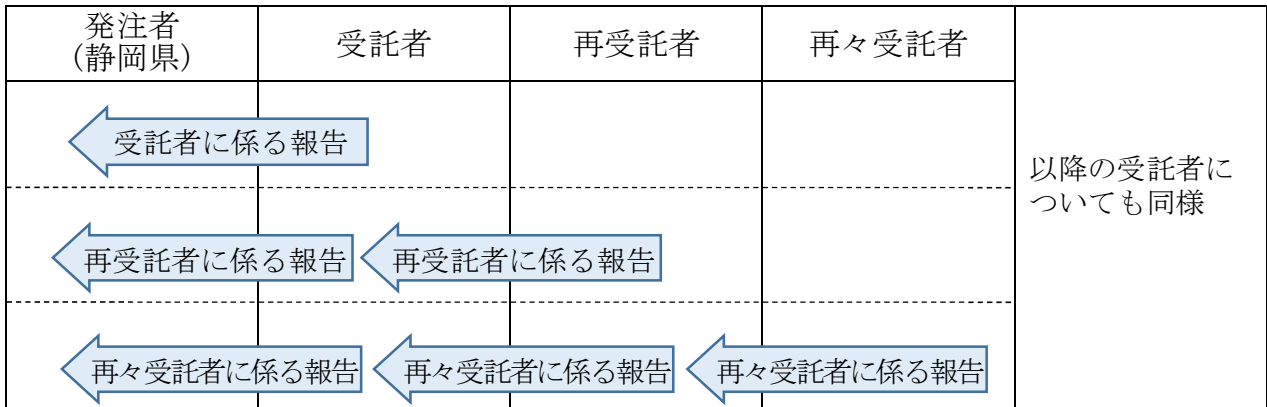
公契約に携わる事業者には、当該条例に基づく県の取組方針により、以下のフローのとおり「労働関係法令を遵守する旨等の誓約書」の提出や労働関係法令等の違反に係る処分の報告等が必要となります。

【労働関係法令を遵守する旨等の誓約書の提出フロー】



* 契約時や、再委託承認願等に添付する等により提出

【労働関係法令等の違反に係る処分及び是正改善に関する報告フロー】



※添付書類

- ・ 条例周知用のチラシ
- ・ 誓約書様式（様式第3号）

(表)

様式第3号

誓 約 書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

令和4年度風向風速計整備業務委託契約（当初契約日 年 月 日）

***元請者が記載**

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

所在地又は住所
商号又は名称

(裏)

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合